○少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例

平成13年12月21日
長崎県条例第67号

注　令和5年10月から条文沿革を注記した。

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例をここに公布する。

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例

長崎県テレホンクラブ等営業の利用の規制に関する条例(平成8年長崎県条例第30号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この条例は、少年によるテレホンクラブ等営業その他の性風俗関連特殊営業の利用に係る特定の行為を禁止すること等により、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、あわせて清浄な風俗環境の保持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　少年　18歳未満の者をいう。

(2)　利用カード　利用者識別情報を記載した文書その他の物品をいう。

(3)　利用者識別情報　テレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な会員番号、暗証番号その他の情報をいう。

(4)　利用カード等販売所　利用カードの販売、頒布、贈与、交換若しくは貸し付け(以下「販売等」という。)を行い、又は利用者識別情報を画像、音声その他の方法により教示する場所(自動販売機によるものを含む。)をいう。

(5)　利用カード等販売業　前号に掲げる利用カードの販売等又は利用者識別情報の教示を行うために利用カード等販売所を営むものをいう。

(6)　テレホンクラブ等営業　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

(7)　性風俗関連特殊営業所等　法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る営業所又は事務所(事務所がない場合においては、当該営業を営む者の住所)をいう。

(8)　広告物　常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(9)　少年立入禁止場所　法第2条第1項に規定する風俗営業に係る営業所(同項第5号の営業に係るものを除く。以下「風俗営業所」という。)同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所(以下「店舗型性風俗特殊営業所」という。)及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(以下「店舗型テレホンクラブ営業所」という。)並びに長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号)第3条第1項の規定により指定された有害興行を行う場所(以下「有害興行所」という。)をいう。

(利用カードの販売等及び利用者識別情報の教示の制限)

第3条　何人も、少年に利用カードを販売等し、又は利用者識別情報を教示してはならない。

2　何人も、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートルの区域内及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年長崎県条例第41号)第1条第1号に定める地域(以下「住居地域等」という。)内(以下「禁止区域」という。)においては、利用カードを販売等し、又は利用者識別情報を教示してはならない。

(1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

(2)　図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(3)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4)　社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条の規定により市町村が設置する公民館

(5)　国又は地方公共団体が設置し、又は管理するスポーツ施設

3　何人も、直接人と対面する方法によらなければ、利用カードを販売等し、又は利用者識別情報を教示してはならない。

4　何人も、少年立入禁止場所の屋内を除き、利用カードを自動販売機に収納し、又は利用者識別情報を自動販売機により教示できる状態にしてはならない。

(広告及び宣伝の規制)

第4条　何人も、次に掲げる地域(以下「広告制限地域」という。)内において、性風俗関連特殊営業所等又は利用カード等販売所の名称、所在地又は電話番号(以下「性風俗関連特殊営業所等の名称等」という。)に係る広告物を表示してはならない。ただし、性風俗関連特殊営業所等に係る広告物にあっては店舗型性風俗特殊営業所及び店舗型テレホンクラブ営業所の外周又は内部に表示するもの、利用カードに係る広告物にあっては風俗営業所及び有害興行所の内部並びに店舗型性風俗特殊営業所、店舗型テレホンクラブ営業所及び利用カード等販売所の外周又は内部に表示するものについては、この限りでない。

(1)　禁止区域(住居地域等を除く。)
(2)　別表の左欄に掲げる性風俗関連特殊営業所等及び利用カード等販売所に係る広告物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地域
2　何人も、広告制限地域内において、性風俗関連特殊営業所等の名称等を記載したビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画(以下「ビラ等」という。)を頒布してはならない。
3　何人も、ビラ等を頒布するときは、街頭で直接人に交付する方法によらなければならない。
4　店舗型性風俗特殊営業所及び店舗型テレホンクラブ営業所の内部においては、前2項の規定は、適用しない。
5　何人も、ビラ等を少年に頒布してはならない。
6　何人も、屋外において性風俗関連特殊営業所等の名称等に係る音声又は映像を用いて、広告又は宣伝をしてはならない。
(少年に対する性風俗関連特殊営業への勧誘禁止等)
第5条　何人も、少年に性風俗関連特殊営業を利用させるため、性風俗関連特殊営業所等へ電話をかけ、若しくは立ち入るよう指示し、又は勧誘してはならない。
(利用カード等販売業の届出等)
第6条　利用カード等販売業を営もうとする者は、当該利用カード等販売業を開始する日の10日前までに、利用カード等販売所(自動販売機を使用する場合にあっては、当該自動販売機)ごとに、長崎県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。
(1)　氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
(2)　利用カード等販売所の名称及び所在地
(3)　自動販売機を使用する場合にあっては、当該自動販売機を設置する場所の所在地、機種及び製造番号
(4)　前3号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
2　前項の規定による届出をして利用カード等販売業を営む者(以下「利用カード等販売業者」という。)は、当該届出に係る利用カード等販売業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。
(利用カード等販売業者の禁止行為等)
第7条　利用カード等販売業者は、利用カードの見やすい箇所に、少年はテレホンクラブ等営業を利用できない旨及び会話又は伝言の相手方が少年であることを知ったときは、直ちにその利用を止めなければならない旨の記載のない利用カードを販売してはならない。
2　利用カード等販売業者は、利用カード等販売所の見やすい箇所に、少年は利用カードを取得し、又は利用者識別情報の教示を受けることができない旨を表示しなければならない。
3　前項の場合において、利用カード等販売業者が自動販売機を使用して当該利用カード等販売業を営む場合にあっては、当該自動販売機の見やすい箇所に、同項に掲げる事項に加えて、前条第1項第1号に掲げる事項その他公安委員会規則で定める事項を表示しなければならない。
4　利用カード等販売業者は、当該利用カード等販売業に関し広告又は宣伝をするときは、少年は当該利用カードを利用できない旨を明示し、又は告知する措置を講じなければならない。
(現場における警察職員の措置)
第8条　警察職員は、第4条の規定に違反する行為(以下この条において「違反行為」という。)が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為を中止することを命じ、又は当該違反行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。
(違反広告物の除却等)
第9条　公安委員会は、第4条第1項の規定に違反した広告物を表示し、又は同条第2項若しくは第3項の規定に違反してビラ等を頒布した者に対し、当該広告物又はビラ等の除却その他必要な措置を命ずることができる。
2　公安委員会は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該ビラ等を頒布した者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を警察職員又は公安委員会が委任した者(以下「警察職員等」という。)に行わせることができる。
3　公安委員会は、第4条第1項、第2項又は第3項の規定に違反する次の各号に掲げる広告物又はビラ等(駅、バス停留所、公園、公衆便所、電話ボックス、駐車中の車両その他の場所に配置されたものに限る。)を警察職員等に除却させることができる。ただし、はり札又は立看板にあっては、表示されてから相当の期間が経過し、かつ、放置されていることが明らかであると認められるものに限る。
(1)　はり紙
(2)　はり札(ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。)
(3)　立看板(木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。)
(指示)

第10条　公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)が、当該利用カード等販売業に関し、この条例の規定(第3条第2項の規定を除く。)に違反したときは、当該利用カード等販売業者に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は清浄な風俗環境を保持するため必要な指示をすることができる。

(利用カード等販売業の停止等)

第11条　公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人等が当該利用カード等販売業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用カード等販売業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1)　この条例に規定する罪(第3条第2項の規定に係るものを除く。)に当たる違法な行為をした場合

(2)　刑法(明治40年法律第45号)第175条又は第183条の罪に当たる違法な行為をした場合

(3)　売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪に当たる違法な行為をした場合

(4)　法に規定する罪(第4章第1節の規定に係るものに限る。)に当たる違法な行為をした場合

(5)　児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第4条から第8条までに規定する罪に当たる違法な行為をした場合

(6)　児童福祉法第34条第1項第6号、第7号(同項第6号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。)又は第9号の規定のいずれかに違反する行為をした場合

(7)　労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条第1項又は第61条第1項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定のいずれかに違反する行為をした場合

(8)　長崎県少年保護育成条例第16条又は第17条の規定のいずれかに違反する行為をした場合

(9)　第9条第1項の規定による命令に違反した場合

(10)　前条の規定による指示に従わなかった場合

2　公安委員会は、前項の場合において、当該利用カード等販売業者が禁止区域において利用カード等販売業を営む者であるときは、その者に対し、同項の規定に基づく停止の命令に代えて、当該利用カード等販売業の廃止を命ずることができる。

(令5条例26・一部改正)

(聴聞の特例)

第12条　公安委員会は、前条第1項の規定により営業の停止を命じ、又は前条第2項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、長崎県行政手続条例(平成7年長崎県条例第47号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、長崎県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　前項の通知を長崎県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

4　前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告等及び立入調査等)

第13条　公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード等販売業を営む者に対し、その業務に関し報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2　警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード等販売所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3　前項の規定に基づき警察職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公安委員会規則への委任)

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第15条　第11条の規定による公安委員会の処分に違反した者は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)　第5条の規定に違反した者

(2)　第8条の規定に基づく警察職員の命令に違反した者

3　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)　第3条の規定に違反した者

(2)　第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3)　第9条第1項の規定に基づく公安委員会の命令に違反した者

4　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1)　第6条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2)　第7条の規定に違反した者
(3)　第13条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第2項の規定に基づく立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
（令6条例35・一部改正）
(両罰規定)
第16条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。
附　則
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の際現に改正後の少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第5号に規定する利用カード等販売業を営んでいる者については、施行日から1月を経過する日(その日以前に新条例第6条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日)までの間は、新条例第3条第2項の規定は、適用しない。
3　この条例の施行の際現に表示されている性風俗関連特殊営業所等の名称等に係る広告物については、施行日から1月を経過する日までの間は、新条例第4条第1項の規定は、適用しない。
4　この条例の施行日前に改正前の長崎県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の規定により公安委員会がした停止その他の処分又は届出その他の手続で、新条例に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってした停止その他の処分又は届出その他の手続とみなす。
5　この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附　則(平成22年12月24日条例第43号)
この条例は、平成23年1月1日から施行する。
附　則(平成23年12月27日条例第46号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成27年12月22日条例第62号)抄
(施行期日)
1　この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附　則(令和5年10月13日条例第26号)
この条例は、公布の日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(令和6年条例第35号)抄
第2編　経過措置
第1章　通則
(罰則の適用等に関する経過措置)
第25条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
2　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
第26条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
第3章　その他
(経過措置の規則への委任)
第30条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附　則(令和6年12月24日条例第35号)抄

(施行期日)

1　この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表(第4条関係)

広告物の区分	広告制限地域
1　法第2条第6項第1号、第2号及び同項第6号の規定により定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「政令」という。)第5条並びに法第2条第7項第1号の営業に係る広告物	長崎県下全域
2　法第2条第6項第3号及び第5号並びに同条第7項第2号並びに同条第8項並びに同条第9項並びに同条第10項並びに第2条第5号の営業に係る広告物	長崎県下全域。ただし、長崎市のうち銅座町8番から15番まで(8番から10番まで及び13番にあっては市道伊勢町大浦町線の近接する側端から20メートルの区域内及び14番にあっては市道伊勢町大浦町線及び市道浜町油屋町1号線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。)、本石灰町3番から5番まで(5番にあっては市道本石灰町高丘線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。)並びに船大工町1番及び2番並びに佐世保市のうち山県町1番から4番まで(1番にあっては市道上京下京町1号線、市道夜店通線及び市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内、2番にあっては市道夜店通線及び市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内、3番にあっては市道夜店通線の近接する側端から20メートルの区域内及び4番にあっては市道下京万津町線の近接する側端から20メートルの区域内を除く。)の区域を除く。
3　法第2条第6項第4号の規定により政令第3条第2項に掲げる構造を有する営業に係る広告物	長崎県下全域。ただし、長崎市のうち銅座町8番から13番まで及び15番、本石灰町3番から5番まで並びに船大工町1番及び2番並びに佐世保市のうち山県町1番から4番までの区域を除く。
4　法第2条第6項第4号の営業(3に掲げるものを除く。)に係る広告物	長崎県下全域。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域を除く。